

奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十四号

奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例

奈良県中央卸売市場条例（昭和五十二年四月奈良県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第二項中「係る金額」の下に「（以下「取引金額」という。）」を加え、「百分の八」を「百分の十」に改め、同条第三項中「せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額」を「取引金額」に、「百分の八」を「百分の十」に、「第六十六条第一項において」を「以下」に改める。

第六十五条第二項第一号中「百分の八」を「百分の十」に改める。

第六十六条第一項中「卸売金額」を「取引金額」に改め、「得た金額」の下に「に、当該額に消費税法（昭和六十三年法律第八号）第二十九条に規定する率と当該率に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の八十三に規定する率を乗じた率とを合算した率（以下「消費税率」という。）を乗じて得た額を加算した金額」を加える。

第六十九条第一項中「百分の八」を「百分の十」に改める。

第八十条第一項中「消費税法（昭和六十三年法律第八号）第二十九条に規定する率」と当該率に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の八十三に規定する率を乗じた率とを合算した率」を「消費税率」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良県中央卸売市場条例（以下「新条例」という。）第六十二条第二項及び第三項並びに第六十五条第二項第一号に規定する卸売並びに第六十九条第一項の規定による買受けが所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第三十四条第一項に規定する三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合における新条例第六十二条第二項及び第三項、第六十五条第二項第一

号並びに第六十九条第一項の規定の適用については、これらの規定中「百分の十」とあるのは、「百分の八」とする。